

申請など

■被保険者証(保険証)更新
 ◇現在の保険証の有効期限は7月31日です。8月から利用できる新しい保険証は7月下旬に加入者全員分を世帯主あてに郵送します ◇簡易書留郵便での送付や窓口での受け取り、送付先の変更を希望する人は、現在使用している保険証を持参して、6月30日までに国民健康保険担当窓口へ(窓口での保険証の交付は7月21日以降になります) ◇簡易書留郵便を希望する人は、はがきか封書での申し込みも可。はがきか封書に「保険証の簡易書留郵便を希望」と記入し、保険証の記号・番号、郵便番号、住所、世帯主氏名、電話番号を書いて、6月30日(必着)までに〒892-8677山下町11-1国民健康保険課216-1228へ

■国保税の減免
 ◇今年度から倒産・解雇などによる失業(定年・自己都合などの退職を除く)、休業、廃業により所得が激減し、就業の見込みがなく納付が困難なときも減免の対象となりました ◇詳しくは国民健康保険課216-1229へ

■医療機関窓口での一部負担金の減免
 ◇4月から事業や業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したときなども減免の対象となりました ◇詳しくは国民健康保険課216-1228へ

■国保税の納税方法変更
 ◇国保税が年金から特別徴収(天引き)されている人や、これから特別徴収となる人は、申し出により口座振替に変更できます ◇これから特別徴収となる人には、案内文を送付します ◇詳しくは国民健康保険課216-1230へ

国民健康保険税納税通知書の送付
 ◇今月中旬ごろ、国保加入の全世帯に「平成21年度国民健康保険税納税通知書」を送付します。税額は平成20年中の所得や加入者数などによって決定します。
 <国民健康保険課 216-1229>

■軽費老人ホーム谷山荘入居者募集
 ◇対象...自炊ができ、家庭での生活が

困難な60歳以上の人(所得制限あり)
 ◇使用料...1人用は1万1000円、2人用は1万5400円 ◇詳しくは軽費老人ホーム谷山荘267-1396へ

○保健福祉総合相談・案内窓口
 ◇聴覚障害の人などの問い合わせに対してEメールによる案内(相談は除く)を行っています
 ◇Eメール annai@kagoshima-fukushi.net
 ※相談は窓口へお越しください
 <健康福祉総務課 216-1239>

■第9回特別弔慰金の支給
 ◇対象...弔慰金の受給権者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、上記以外の三親等内親族(第8回までの受給権者を除く) ◇請求期限...平成24年4月2日(順位や条件があります) ◇支給額...24万円、6年償還の記名国債 ◇詳しくは地域福祉課216-1244へ

■後期高齢者はり、きゅう利用券の交付
 ◇対象...後期高齢者医療被保険者で前年度保険料完納者 ◇補助額...1回当たり1100円(申請月により交付回数異なります) ◇申し込み...保険証を持参し高齢者福祉課216-1268、各支所の福祉課・保健福祉課へ

■寝たきり高齢者の寝具洗濯サービスのご利用
 ◇内容...寝具の洗濯・消毒・乾燥
 ◇対象...要介護3以上の65歳以上の在宅高齢者で伝染性疾患のない人 ◇利用回数...年3回以内(生計中心者の前年所得税課税額に応じて利用者負担金あり) ◇申し込み...所定の申請書を高齢者福祉課216-1267、各支所の福祉課・保健福祉課へ

■訪問歯科指導
 ◇内容...歯の健診や手入れのアドバイスなど ◇対象...在宅で寝たきりの人 ◇申し込み...電話で中央・東部保健センターへ

■福祉有償運送申請の受け付け
 ◇自家用車を使って、障害のある人などを有償で病院などに送迎する事業を行うには、市が設置する福祉有償運送運営協議会で協議後、運輸支局へ申請し、登録する必要があります ◇対象...社会福祉法人、NPO法人など ◇受付期間...6月8日~13日 ◇詳しくは障害者福祉課216-1273へ

■障害児(者)向け福祉サービス
 ①相談支援
 ◇内容...専門職員による助言など
 ◇詳しくはむぎのめ総合相談支援セン



ター244-8201、明星学園238-0664、バソ松ヶ尾館263-3588、かけはし261-5100、ひだまり260-5865、スーパーハウス248-5880、サポートやすらぎ238-0600へ

②地域療育等支援
 ◇内容...家庭療育の指導や助言、専門スタッフによる訪問療育や外来療育
 ◇詳しくはやまびこ医療福祉センター238-2755へ

■「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
 ◇麻薬や覚せい剤、大麻などの薬物乱用をなくしましょう
 ◇6月20日~7月19日に街頭キャンペーンなどを行います ◇詳しくは生活衛生課へ



○ハンセン病を正しく理解する週間
 ◇期間 6月21日~27日
 ◇みなと大通り別館市民ギャラリーで6月22日~26日にパネル展示を行います。ぜひお越しください
 <保健予防課>

■HTLV-1相談窓口
 ◇ATL(成人T細胞白血病)やHAM(HTLV-1関連脊髄症)などの原因となるウイルスであるHTLV-1の相談を行います ◇場所...保健所や各保健センター ◇詳しくは保健予防課へ

■腸管出血性大腸菌感染症の予防
 ◇O157などの腸管出血性大腸菌感染症の予防のため、手洗いや十分な加熱調理などを行います ◇詳しくは保健予防課へ



■食品を取り扱う皆さんへ
 ◇衛生確保のため、定期的に検便と食品・飲料水の検査をしましょう

内容	曜日	受付時間
検便	月~水	8時30分~12時 13時~15時
飲料水	第1月・火	8時30分~12時
食品	第2・4月・火	8時30分~12時

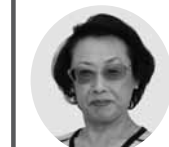
◇詳しくは保健環境試験所214-3361へ

■夏は食中毒にご用心
 ◇菌をつけない...手洗い、調理器具の消毒 ◇菌を増やさない...なるべく早く食べ、調理後は冷蔵庫で保存 ◇菌を退治する...食材を中心部まで十分に加熱(85度で1分以上) ◇詳しくは生活衛生課・南部保健センターへ

犬の飼い主の皆さんへ
 ◇散歩のときは必ず引き綱を付け、事故防止に努めましょう ◇自宅での排せつ物のつけを行い、ご近所に迷惑をかけるようにしましよ
 <生活衛生課>



地域の連携を後押しします
 ○子育てや福祉に関する相談支援に際したり、地域の行事や会議に参加するなど、地域住民の皆さんと行政のつなぎ役として活動しています。
 ○子どもからお年寄りまで地域で暮らす皆さんの明るい笑顔が、私たちの活動の励みになっています。
 ○身近な委員にあまり気を張らずに、お気軽に相談してくださいね。地域に根ざした思いやりが今後も広がっていくよう、これからも地域の皆さんの力になれることを願っています。



池田 美津子さん
 (市民生委員児童委員協議会副会長)

民生委員・児童委員は福祉の相談ごとのお手伝いをします

◇地域の担当民生委員・児童委員については地域福祉課216-1244から記までお問い合わせください

各地区民生委員児童委員協議会会長名簿

地区名	氏名	電話番号
吉田	井前 真人	295-1855
川上	片山 一郎	244-4566
吉野	黒江 光子	243-6292
吉野東	中森 照	243-3175
玉江	山下 廣道	229-5394
伊敷	稲葉 達雄	220-2925
西伊敷	大坪 輝男	220-9920
河頭	米倉 操	238-5443
郡山	南 節夫	298-7475
清水	藤井 厚子	247-6495
大竜	有川 ミチ	247-6735
坂元	入船 次與	229-0809
坂元台	池田 潮	228-5114
名山	菊川健太郎	222-7219
桜島	平瀬 恍	293-3111
東桜島	松元 弘子	221-2245
城南	瀬戸山廣人	226-3588
松原	緒方 光一	223-6657
山下	高橋 正博	224-2045
中洲	水迫 春枝	252-5445
西田	下津 京子	251-8416
原良	玉利 良隆	256-0460
明和	勝田 六子	282-2045
草牟田	吉松フジ子	239-1820
武岡	米山 昭規	281-8511
武	池田美津子	253-8427
田上	宮野 照子	251-3342
広木	東 孝一	264-0222
西陵	西 義美	282-8160
松元	松元 孝雄	278-3037
荒田	中山 和子	252-3303
八幡	長野宇三郎	257-0681
中郡	満園 洋子	251-5236
鴨池	桐原恵美子	254-1547
紫原	米澤弘太郎	251-1646
西紫原	折田 弘子	253-5981
宇宿	住吉富美子	255-8626
南	山下 清一	253-3463
谷山中央	山下 勝弘	268-8835
東谷山	大山 郁代	269-5478
清和	前村 光代	268-4293
桜ヶ丘	大竹 満子	264-0808
谷山北部	畠中 泰子	264-7047
皇徳寺台	川畑 孝子	265-0377
星ヶ峯	志風 勉	265-9087
西谷山	上之園敬子	269-0611
和田	小倉 明男	268-6029
谷山西部	森山シロミツ	261-3952
谷山南部	鬼丸 憲夫	261-5093
喜入	川上 洋子	0993-45-3473

みんなで支える 介護保険制度

■保険料額
 ◇今年度の介護保険料は下表のとおり ※年度途中の資格取得・喪失は月割計算

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	2万4400円
第2	世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が80万円以下の人	2万4400円
第3	世帯全員が市町村民税非課税で第2段階対象者以外の人	3万6600円
第4	本人が市町村民税非課税者(世帯内に課税者がいる)	4万8800円
第5	本人が市町村民税課税者で合計所得が200万円未満の人	6万1000円
第6	本人が市町村民税課税者で合計所得が200万円以上400万円未満	7万3200円
第7	本人が市町村民税課税者で合計所得が400万円以上の人	8万5400円

■保険料の減免
 ◇減免申請を今月から受け付けます
 ◇対象 保険料の所得段階が第3・4段階で、生活保護基準以下の収入・資産の人

■納付方法
 ◇特別徴収 年金から保険料を天引き
 ◇普通徴収 納付書や口座振替による納付。今月中旬に納入通知書を送付 ※納付は安心・便利な口座振替を。今年度から、電子納付やコンビニ納付も可
 <介護保険課 216-1279>

介護保険利用者負担減額認定証の更新
 ◇現在持っている減額認定証の有効期限は今月末まで
 ◇引き続き減額を希望する人は申請が必要。新規申請は随時受け付け
 <介護保険課 216-1280>